

企画競争実施の公示

平成21年4月21日

国土交通省都市・地域整備局長 加藤 利男



下記とおり、企画提案書の提出を招請します。

記

1 業務概要

(1) 業務名 都市公園等の整備現況に関する調査分析業務

(2) 業務目的 本業務は、公園緑地の今後の整備や管理に関する施策検討に活用するため、平成20年度末における全国の都市公園等の現況に関する基礎情報の収集と取りまとめを行い、今後の公園整備に向けた基礎資料を作成するものである。

(3) 業務内容 1) 都市公園等の整備現況に関する調査の実施

公園緑地に関する現状と社会情勢に応じた新たなニーズを把握し、課題を整理するため、平成20年度末における全国の都市公園等に関する調査を実施する。

① 調査対象

調査対象は都道府県、市町村又は国が管理する全ての都市公園等とする。

② 調査項目

調査項目は下表のとおり予定している

調査項目	
1	都市公園の整備水準(都市計画区域)に関する調査
2	都市公園の整備水準(市街化区域等)に関する調査
3	都市公園の整備水準(DID区域)に関する調査
4	特定地区公園の現況に関する調査
5	都市公園の新規設置に関する調査
6	都市公園の廃止に関する調査
7	都市公園の区域変更に関する調査
8	防災公園の現況に関する調査
9	都市公園内の運動施設整備の現況に関する調査
10	都市公園内の教養施設等整備の現況に関する調査
11	特別緑地保全地区等内又は歴史的風土特別保存地区等に位置する都市公園に関する調査
12	都市公園における自然再生緑地の現況に関する調査
13	都市公園における事故報告に関する調査
14	公園施設の設置管理許可に関する調査

調査項目	
15	都市公園法第五条第二項第二号に基づく公園施設の設置管理に関する調査
16	兼用工作物に関する調査
17	河川敷等を活用した公園に関する調査
18	都市計画決定されている水面を含む公園に関する調査
19	都道府県営公園及び主要都市公園に関する調査
20	有料公園に関する調査
21	都市公園における借地状況に関する調査
22	土地所有別都市公園面積に関する調査
23	都市公園の管理運営における指定管理者導入に関する調査
24	都市公園におけるバリアフリー化に関する調査
25	都市公園以外の公園緑地に関する調査
26	都市公園の維持管理に参加している団体に関する調査
27	都市公園関係事業費に関する調査

③ 調査方法

都市公園等の整備現況の分析を行うためのデータは、都道府県、政令市及び地方整備局に対して調査依頼することにより収集するものとし、調査票の配付及び回収には電子メールを利用する。また、調査は2回に分割して実施するものとし、第1回調査は調査項目1～10、24及び25、第2回調査は11～23、26及び27を調査対象とする。なお、調査依頼及び調査票の配付は、国土交通省が行う。

都道府県等から回答されるデータについては、平成19年度末調査結果との照合等により正確性を確認した上で、調査項目別に集計・取りまとめを実施するものとする。

④ 調査スケジュール

・ 第1回調査

調査項目1～8は6月中旬、調査項目9、10、24及び25は7月上旬までに、調査票を回収するものとする。

・ 第2回調査

調査項目11、12及び27は7月下旬、調査項目13～23及び26は8月上旬までに、調査票を回収するものとする。

・ 集計・とりまとめ

調査項目1～3は7月中旬までに集計・とりまとめを実施するものとする。その他の調査項目の取りまとめ期限は、公園緑地・景観課から別途指示する。

2) 都市公園等の整備現況に関する分析及び検討

1) で得られた調査結果を用いて、平成20年度業務成果を参考にしつつ、都市公園の整備現況に関する分析を行うとともに、調査結果の活用・公表の方法に関する検討等を行う。

3) 報告書のとりまとめ

1) 及び2) の成果を報告書に取りまとめる。

詳細は業務説明書による。

(4) 履行期限 平成22年3月5日(金)を予定

2 企画競争参加資格条件

本業務への参加は、次の資格を満たしていることを条件とする。

- (1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 国土交通本省競争参加資格(全省庁統一資格)「役務の提供等」を有する者であること。
- (3) 国土交通省大臣官房会計課長から指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 配置予定の管理者に関する要件
「公的機関における統計分析に関する業務」の類似業務実績を有していること。

3 手続等

(1) 担当部局

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3

国土交通省都市・地域整備局公園緑地・景観課防災安全管理係 富所

電話 03-5253-8111(内線32-953 ファクシミリ 03-5253-1593)

電子メール tomidokoro-h2tn@mlit.go.jp

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

①期間 平成21年4月21日から平成21年5月11日まで

②場所 上記担当部局

③方法 上記担当部局にて紙媒体をもって手交

説明書の交付を希望する場合は、予め(1)の担当まで事前連絡を行うこと。

(3) 企画提案書の提出期限、場所及び方法

①期間 平成21年5月12日18時00分まで

②場所 上記担当部局

③方法 上記担当部局へ、持参又は郵送(書留郵便に限る。)の場合は3部、電送又は電子メールの場合は1部。(電送又は電子メールの場合には着信を確認すること。)なお、電子メールで提出する場合は以下によること。これ以外での提出は無効とする。

- ・使用可能なソフトは以下のとおりとする。
「Just System 一太郎 2004」「Microsoft Word2003」「Microsoft Excel2003」
「Adobe Acrobat Reader4.0」の形式に限る。
- ・ファイル総量は極力1メガバイト以内とすること。
- ・印刷時に規定の枚数内となるように設定しておくこと。

なお、送信された企画提案書の印刷は白黒で行う。

- (4) 企画提案に関するヒアリングの有無
提出された企画書について、必要に応じてヒアリングを実施する。

4 その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口 3(1)に同じ。
- (3) 企画提案書の作成及び提出に要する費用は、企画提案者側の負担とする。
- (4) 企画競争実施委員会に提出された提案書は、当該提案者に無断で2次的な使用は行わない。
- (5) 提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該提案書を無効にするとともに、記載を行った応募者に対して指名停止を行うことがある。
- (6) 特定した提案内容については、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」(平成11年5月14日法律第42号)において、行政機関が取得した文書について、開示請求者からの開示請求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合がある。特定しなかった提案書は、電子媒体で提出があったものは原則データを削除し、紙媒体で提出されたものは、原則裁断処分する。なお、返却を希望する場合はその旨を、提案書を提出する際に申し出ること。
- (7) 提案が特定された者は、企画競争の実施の結果、最適な者として特定したものであるが、会計法令に基づく契約手続の完了までは、国との契約関係を生じるものではない。
- (8) その他の詳細は説明書による。